

仕様書

本仕様書は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「甲」という。）が調達する「会議室予約システム 仮想サーバーの構築移行及び保守運用の調達」に関して、受注者（以下「乙」という。）が実施すべき業務について定めるものである。

目次

1.基本要件	1
1.1. 件名	1
1.2. 背景及び目的	1
1.3. 用語の定義	1
1.4. 業務実施内容	1
1.5. 業務スケジュール	2
1.6. 納入資料	2
1.7. セキュリティ	3
1.7.1. ソフトウェア	3
1.7.2. 遵守	3
1.7.3. 情報閲覧	3
2.業務要件	3
2.1. 業務計画書の作成・提出	3
2.2. 進捗管理	3
2.3. 品質管理	3
2.4. 課題管理	4
2.5. リスク管理	4
2.6. 会議体及び議事録作成・提出	4
2.7. 進捗会議・作業調整	4
2.8. システムパラメータ設定書改訂・提出	4
2.9. システム構成図改訂・提出	4
2.10. 調整事項	5
2.11. 業務完了の通知	5
3.システム要件	5
3.1. システム環境要件	5
3.2. パフォーマンス要件	6
3.2.1. シンククライアントPCパフォーマンス要件	6
3.2.2. タブレット端末パフォーマンス要件	6
3.3. ネットワーク・回線要件	6
3.4. 障害対応要件	6
4.仮想サーバー構築要件	6

5.タブレット端末設定要件.....	7
6.移行要件.....	7
6.1. 移行計画要件.....	7
6.2. 試行要件.....	7
6.3. 本番移行要件.....	8
7.仮想サーバー運用要件.....	8
8.その他留意事項.....	8

別紙1「仮想サーバー構築移行スケジュール」

別紙2「タブレット端末レイアウト図」

1.基本要件

1.1. 件名

会議室予約システム 仮想サーバーの構築移行及び保守運用の調達

1.2. 背景及び目的

会議室予約システム（以下「本システム」という。）は、2019年9月から運用を開始している。本システムでは、NEDO 情報基盤サービスで保有しているドメイン情報と連携するために、NEDO 情報基盤サービスを提供するセンター内に仮想サーバーを設置している。今般、新たな NEDO 情報基盤サービスの調達により、現行の NEDO 情報基盤サービス内の仮想サーバーを廃止するため、新たに仮想サーバーを構築し、現仮想サーバーから新仮想サーバーに移行後、新仮想サーバーの保守運用までを調達する。

1.3. 用語の定義

本仕様書上の用語について、表「用語の定義」に示す。

表「用語の定義」

用語	定義
NEDO 情報基盤サービス	甲の役職員が業務で使用するシンククライアント PC をはじめ、IP 電話、複合機、ネットワーク等で構成されるシステム。
ドメイン情報	シンククライアント PC からログインした時に紐付けられる個人情報
仮想サーバー	物理的なサーバー上に論理的に構築するサーバー
認証 GW 機能	ドメイン情報によるシングルサインオン認証とクラウド上の会議室予約システムサーバーへのゲートウェイ機能
分室	東京都千代田区霞が関にある NEDO 分室。

1.4. 業務実施内容

乙は、甲の NEDO 情報基盤サービス移行後も甲が本システムを継続して使用するために、仮想サーバーを新たに構築し、現仮想サーバーから新仮想サーバーへ認証 GW 機能を移行すること。また、それに伴い本システムを構成する本システムサーバー、タブレット端末及びネットワーク機器を本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して移行すること。本仕様書の要件に係る業務実施内容の概要は、表「業務実施内容」を参照すること。

表「業務実施内容」

項番	業務概要	掲載場所
1	業務計画書提出	2. 1. 業務計画書の作成・提出～2. 5. リスク管理
2	キックオフ会議	2. 6. 会議体及び議事録作成・提出
3	進捗会議・作業調整	2. 7. 進捗会議・作業調整
4	システムパラメータ設定書改訂	2. 8. システムパラメータ設定書 改訂・提出
5	システム構成図改訂	2. 9. システム構成図 改訂・提出

6	仮想サーバー構築	4. 仮想サーバー構築要件
7	タブレット端末設定	5. タブレット端末設定要件
8	移行	6. 1. 移行計画要件～6. 3. 本番移行要件
9	仮想サーバー運用	7. 仮想サーバー運用要件

1.5. 業務スケジュール

業務スケジュールを別紙1「仮想サーバー構築移行スケジュール」に示す。ただし、スケジュールの変更を要する際は、甲と協議し、甲の了承を得たうえで変更すること。

システム移行期限：2020年10月18日

システム運用開始：2020年10月19日

システム保守運用期間：2020年11月1日から2021年8月31日

1.6. 納入資料

- (1) 乙は、表「納入資料」に示す書類一式を納入すること。
- (2) 乙は、納入期限までにメール添付ファイル等電子媒体で納入すること。
また、業務完了時には書面とDVD-R等電子媒体で2部納入すること。
- (3) 全ての納入資料は日本語で記載すること。ただし、固有名詞については、日本語以外での記載も可能とする。また、専門用語には説明を付すこと。
- (4) 書面はA4判又はA3判（A3判を用いる場合は、折り込んでA4判に収まる形態）とすること。
- (5) 納入場所は以下のとおり。

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番ミューザ川崎セントラルタワー20階

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 システム業務部

表「納入資料」

項番	納入資料名	納入期限	掲載場所
1	業務計画書 (移行スケジュール・業務体制図・進捗管理・品質管理・課題管理・リスク管理資料を含む。)	履行開始日から1週間以内、甲と協議のうえ、決定すること。	2. 1. ～2. 5.
2	議事録	会議後、甲の3営業日以内	2. 6.
3	進捗報告書	隔週金曜日	2. 2、2. 7.
4	システムパラメータ設定書・改訂版	甲と協議のうえ、決定すること。	2. 8.
5	システム構成図・改訂版	甲と協議のうえ、決定すること。	2. 9.
6	移行計画書	2020年9月30日	2. 2、6. 1.
7	完了報告書	2020年10月30日	2. 11.
8	月次運用報告書	運用対象翌月の5営業日以内 (ただし、3月分は3月31日)	2. 11.

1.7. セキュリティ

1.7.1. ソフトウェア

- (1) 本業務で提供されるサーバーは、不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、常に最新の状態であること。
- (2) 乙は国内外のセキュア拠点が発信する最新セキュリティ情報に基づき、必要であればセキュリティパッチを実施すること。

1.7.2. 遵守

「NEDO 情報セキュリティ管理規程」、「NEDO 情報セキュリティ対策基準」、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」に従い、甲と協議のうえで必要な物理的、技術的、人的セキュリティ対策を実施すること。

1.7.3. 情報閲覧

乙は、システム障害調査等の業務上正当な理由がある場合を除き、甲の役職員の会議室予約等に関する情報を閲覧しないこと。

2.業務要件

2.1. 業務計画書の作成・提出

- (1) 乙は、契約締結後 1 週間以内にシステム利用開始までの移行スケジュール（WBS 方式）、業務実施者体制及び業務内容等について記載した「業務計画書（案）」を作成し、甲の了承を得ること。
- (2) 「業務計画書（案）」は、業務実施責任者、品質管理責任者、役割分担等を明記した体制図、保守運用体制図、進捗管理、品質管理、課題管理及びリスク管理の方法を包含すること。
- (3) 甲の了承を得た「業務計画書」は、乙にて進捗管理、課題管理等の業務管理の指標として用いるものとする。
- (4) 業務遂行中に計画変更が生じた場合は、速やかに「業務計画書」を修正して甲の了承を得ること。

2.2. 進捗管理

- (1) 乙は、全工程にわたり、移行スケジュールに基づく進捗の評価及び報告を実施すること。
- (2) 「移行計画書」の作成を行い、移行前に甲の了承を得ること。
- (3) 業務遅延が判明した場合は、原因及び作業全体への影響度を調査し、適切な対策を講じること。また、その対策について甲に報告や相談を行い、判断を仰ぐこと。

2.3. 品質管理

- (1) 乙は、品質評価基準を定め、品質管理責任者の責任の下にシンクライアント PC、仮想サーバー及び本システムサーバー間、タブレット端末とシステムサーバー間のレスポンス、タブレット端末の画面遷移などシステムに係る操作全般において十分な品質となっていることを検証すること。

(2) 品質状況を管理し、甲の求めに応じて品質管理資料を提供可能な体制を取っておくこと。

2.4. 課題管理

- (1) 業務遂行において発生する検討課題及び業務遂行の妨げとなる問題点が発生した場合は、甲乙協議のうえ、甲の了承を得て速やかに解決すること。
- (2) 乙は、検討課題及び問題点について Excel ファイルにて発生日付、内容、重要度、対応者、対応期限、対応結果等を管理し、その内容について甲の了承を得ること。

2.5. リスク管理

- (1) 乙が業務開始時に想定したリスク及び業務遂行において認識されたリスクについて、想定される影響度や発生確率を評価して必要な対策を講じること。
- (2) 前項のリスク内容、要因、発生確率、影響度、対応策等を管理し、甲に報告してその内容について甲の了承を得ること。

2.6. 会議体及び議事録作成・提出

- (1) 乙は、業務計画書を作成して甲と協議のうえ、キックオフ会議を開催すること。参加者は甲、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービスの関係者も含む。また、キックオフ会議開催後、「議事録」を作成し、甲に提出して了承を得ること。
- (2) 乙が必要と判断し甲が認めた場合、個別課題ごとの検討会を実施すること。また、検討会終了後、「議事録」を作成し、甲に提出して了承を得ること。

2.7. 進捗会議・作業調整

- (1) 甲は、キックオフ会議後、隔週で進捗会議を開催するため、乙は、必要な資料等を準備すること。また、「進捗報告書」を作成し、甲に提出すること。
- (2) 乙は、仮想サーバーの設定内容に関する情報提供、作業分担及び作業実施スケジュール等の調整を甲の立会いの下、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と調整すること。

2.8. システムパラメータ設定書改訂・提出

- (1) 本システム、仮想サーバー及びタブレット端末に設定する各種設定パラメータ一覧を包含した「システムパラメータ設定書」を改訂し、甲に提出して了承を得ること。
- (2) 「システムパラメータ設定書」改訂にあたり、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者の協力が必要と判断した場合は、甲に速やかにその旨を連絡すること。甲は乙の連絡を受けて、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者へ調整を行う。

2.9. システム構成図改訂・提出

- (1) 乙は、業務を開始する前に甲と協議のうえ、「システム構成図」を改訂し、甲に提出して了承を得ること。
- (2) 「システム構成図」改訂にあたり、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者の協力

が必要と判断した場合は、甲に速やかにその旨を連絡すること。甲は乙の連絡を受けて、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者へ調整を行う。

2.10. 調整事項

- (1) 乙が、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者との調整が必要と判断した場合は、甲に速やかにその旨を連絡すること。甲は乙の連絡を受けて、当該事業者と打合せを行う機会を設ける。
- (2) 乙は、当該打合せに際し、資料等の作成について甲より依頼があった場合は、これを引き受けること。

2.11. 業務完了の通知

乙は、以下のとおり業務完了を甲に通知すること。

(1) 完了報告書

仮想サーバーの移行が完了したときは、完了報告を構築期限までに書面により甲に通知すること。

(2) 月次運用報告書

月次の運用業務後、甲の 5 営業日以内（3 月分は 3 月 31 日）に書面により甲に通知すること。

3. システム要件

3.1. システム環境要件

- (1) 甲の役職員ユーザー数 1,000 人及び同時アクセスユーザー数 40 人が利用可能なシステムを提供すること。
- (2) 本システムで利用する甲の役職員情報は、新 NEDO 情報基盤サービスで提供しているアクティブディレクトリ（以下「AD」という。）と連携し取得すること。また、甲の役職員情報が外部に漏れないように万全の対策を講じること。
- (3) 甲の役職員が使用するシンクライアント PC にインストールされているブラウザソフトから、会議室予約に係るシステム操作全般ができるシステムを提供すること。
なお、シンクライアント PC の仕様は表「シンクライアント PC 仕様」を参照すること。

表「シンクライアント PC 仕様」

項番	項目	仕様（仮想デスクトップ環境）
1	OS	Windows 10 Enterprise
2	CPU	2vCPU(2.5GHz)
3	メモリ	8GB
4	ブラウザ	(必須) Internet Explorer 11 以上。 (任意) Firefox と Google Chrome は最新 ver に対応。

5	その他	※ セキュリティ確保のため、Windows OS や Internet Explorer 等のアプリケーションの設定にも制限を掛けている。なお、甲の役職員は一般権限で仮想デスクトップ環境を利用しており、管理者権限は利用できない。
---	-----	--

- (4) シンククライアント PC からのシステムログインは、新 NEDO 情報基盤サービス提供者の AD と連携してシングルサインオン（以下「SSO」という。）を実現すること。
- (5) シンククライアント PC からシステムにログインする場所は、現行システムと同様のイントラネット上のリンクを変更し、システムへログインさせること。なお、イントラネットのリンク変更作業は甲と協議のうえ、実施すること。

3.2. パフォーマンス要件

3.2.1. シンククライアント PC パフォーマンス要件

通常業務におけるオンライン処理の応答速度（シンククライアント PC のブラウザソフトからの要求送信後、結果の表示が完了するまでの時間）が 3 秒以内であること。ただし、ネットワーク負荷の影響を考慮しない場合の目標値とする。

3.2.2. タブレット端末パフォーマンス要件

通常業務におけるオンライン処理の応答速度（タブレット端末の専用アプリケーションからの要求送信後、結果の表示が完了するまでの時間）が 1 秒以内であること。ただし、ネットワーク負荷の影響を考慮しない場合の目標値とする。

3.3. ネットワーク・回線要件

- (1) 新 NEDO 情報基盤サービスへの接続については、甲のシステム担当者 と連携し、新 NEDO 情報基盤サービス提供者と調整のうえ、業務遂行に必要な作業を乙の負担にて実施すること。
- (2) ネットワークアクセス通信は、新 NEDO 情報基盤サービス提供者と調整のうえ、暗号化すること（SSL/HTTPS）。
- (3) ネットワーク、回線及び機器は業務遂行に必要な要件を全て満たすものを乙の負担で用意すること。

3.4. 障害対応要件

- (1) 甲で検知した障害については、甲のシステム管理者より乙へ連絡を行うが、乙で検知した障害については、甲に速やかに一報を行った後、情報収集・障害発生個所の特定に努め、原因発生個所の一次切り分けを行った後、速やかに甲のシステム管理者に報告すること。
- (2) 甲より連絡を受けた乙は、復旧方法（予防策を含む。）を甲に提示し、甲の了承を得ること。
- (3) 復旧方法が甲のシステム管理者では対応が困難な場合、甲と協議のうえ速やかに対応を行うこと。

4. 仮想サーバー構築要件

- (1) 乙は、本システムと連携するための仮想サーバーを以下の仕様で構築すること。
 - ① CPU：2コア(2.7GHz)相当、メモリ：6GB以上、システムディスク：100GB以上、データディスク：10GB以上
 - ② OS：Microsoft Windows Server 2016 Standard 日本語版
 - ③ IIS 10.0
 - ④ SQL Server Express
 - ⑤ ウイルス監視ソフト
 - ⑥ 本システムとの共有フォルダ設定
 - ⑦ 本システムとの連携バッチ設定
- (2) 乙は、仮想サーバーを新 NEDO 情報基盤サービスへドメイン参加させること。本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して行うこと。
- (3) 乙は、仮想サーバーとシステムサーバーが HTTPS プロトコルでのネットワークアクセス通信を行えるように、仮想サーバー及び必要な関係機器の設定を行うこと。本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して行うこと。
- (4) 乙は、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して、仮想サーバーの SSL 通信用サーバー証明書を準備し設定すること。

5. タブレット端末設定要件

- (1) 乙は、本システムのタブレット端末の設定方法については甲と協議のうえ、甲の了承を得ること。
- (2) 乙は、本システムのタブレット端末の設定にあたり甲の本部及び分室それぞれが所在するビルの管理者に立入申請等が必要な場合は、定められた期間以前に甲の了承を得たうえで提出すること。
- (3) 乙は、タブレット端末設置場所は、別紙2「タブレット端末レイアウト図」を参照すること。
- (4) 乙は、ネットワークに Wi-Fi で接続するために、新 NEDO 情報基盤サービス提供者が提供する証明書（ネットワーク接続情報）をタブレット端末に設定し、Wi-Fi 通信を使用可能とすること。
- (5) 乙は、タブレット端末が本システムサーバー及びネットワーク機器と連携し、入退室管理機能が使用できることを確認すること。

6. 移行要件

6.1. 移行計画要件

乙は、試行及び本番移行に関する作業手順、作業タイムスケジュールを「移行計画書」として提出し、事前に甲が了承したうえで実施すること。「移行計画書」には想定されるリスクとその対応方針を明示すること。

6.2. 試行要件

- (1) 乙は、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して、本システムサーバー

と新仮想サーバーが通信できるように設定し、構内の新シンクライアント PC から新仮想サーバーを利用して本システムが利用できるようにすること。ただし、新 NEDO 情報基盤サービスに関わる機器の設定は新 NEDO 情報基盤サービス提供者が行う。

- (2) 乙は、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して、本システムサーバーと新 NEDO 情報基盤サービスのネットワークに接続したタブレット端末が通信できるように設定し、入退出管理情報が本システムに反映できるようにすること。ただし、新 NEDO 情報基盤サービスに関わる機器の設定は新 NEDO 情報基盤サービス提供者が行う。
- (3) 乙は、新 NEDO 情報基盤サービスで提供される環境で、構内特定の新シンクライアント PC、特定のタブレット端末を使用して、予約から入退出管理等の機能を使用して、支障がないことを確認すること。

6.3. 本番移行要件

- (1) 乙は、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して、本システムサーバー、新仮想サーバー、各タブレット端末及びネットワーク機器の設定を変更し、甲の新シンクライアント PC から新仮想サーバーにアクセスを切り替えることで本システムが利用できるように移行すること。
- (2) 乙は、予約から入退出管理等の機能を使用して、支障がないことを確認すること。

7.仮想サーバー運用要件

- (1) 仮想サーバーは、日次監視（サーバーの稼働状況やバッチジョブ実行状況等）を行うこと。
- (2) 仮想サーバーに障害を検知した場合、甲のシステム担当者に報告し、速やかに障害対応を実施すること。
- (3) 乙は、仮想サーバーに重大な脆弱性（大規模な障害のリスク、不正侵入、不正使用等）を発見した時点で、速やかに甲と協議を行い、必要な対策を行うこと。
- (4) 乙は、仮想サーバーのアップデート、バックアップ及びリストア方法について、必要な対応を行うこと。
- (5) 計画的なメンテナンス業務を行う場合、可能な限り甲の営業日にシステムを停止することなく実施すること。なお、やむを得ずシステムを停止し、計画的なメンテナンス業務を行う場合、乙は2週間前までに甲に連絡し甲の了承を得ること。

8.その他留意事項

- (1) 乙は、本業務にあたって、甲が業務要領・標準又は届出等の要領・様式を定めているものについては、これに従うこと。
- (2) 業務を実施する際には、本システム提供者及び新 NEDO 情報基盤サービス提供者と協力して実施し、新 NEDO 情報基盤サービスの停止時間は最小限に留めること。
- (3) 業務を実施するために必要な各種資料作成費用、人件費、交通費等の諸経費全てを乙が負担すること。

- (4) 乙が本業務の履行上必要とする場合、甲は、現行システムの必要な設計図書・マニュアル類を乙に閲覧させるものとする。これに係る甲乙間の手続きについては、契約締結後に甲から乙に提示する。なお、設計図書・マニュアル類は完全性を保証するものではない。
- (5) 本業務で作成した作成物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）、所有権等は甲に帰属するものとし、乙は著作物及びこれに類するものについて、著作者人格権を行使しないものとする。作成物に第三者が権利を有する既存著作物が含まれる場合は、乙は当該既存著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、当該既存著作物の内容について甲の了承を得ること。
- (6) 仕様がない事項又は仕様について生じた疑義については、甲乙協議のうえ解決すること。